

公衆浴場の衛生管理



お客様に快適にかつ安全に利用していただくため、公衆浴場の営業者は適正な衛生維持管理を行わなければなりません。

衛生維持管理は

- ・ 県条例（新潟県公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置の基準等に関する条例）
- ・ 要領（公衆浴場における衛生等管理要領）

で基準が定められています。（以下、県条例の基準は で示します。）

施設の管理

衛生維持管理を適正にするため、管理責任者を置くこと。

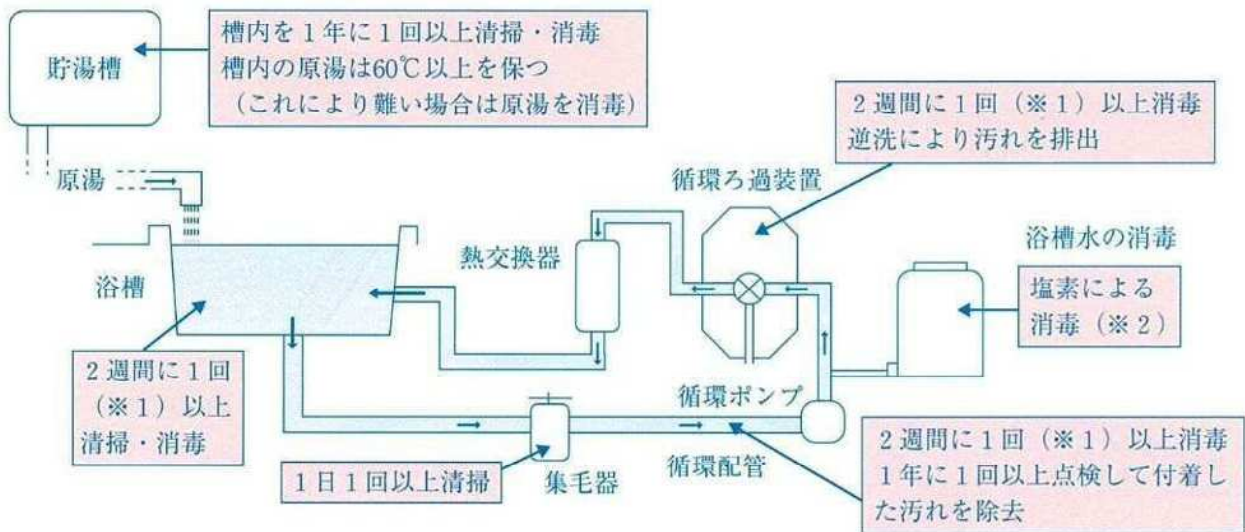
施設全体を通して点検・清掃を行い、安全・衛生の確保に努めること。

- ・ 脱衣室及び浴室の床、壁及び入浴者が直接利用する器具は1日に1回以上清掃し、1月に1回以上消毒を行うこと。
- ・ 脱衣室及び浴室は、脱衣又は入浴に支障のない温度に保ち、かつ、換気を十分に行う。
- ・ 便所は毎日清掃し、防臭に努め、1月に1回以上消毒を行う。
- ・ 娯楽室、マッサージ室等の入浴施設以外の施設の清掃は毎日清掃を行い、6月に1回以上消毒を行う。
- ・ ねずみ、昆虫等について、1月に1回以上点検し、随時これらを駆除すること。



浴槽設備等の衛生管理

循環式浴槽（循環ろ過装置を使用している）



- ※1 2週間に1回行えばよいということではなく、水質基準に適合するよう行なわなければならない。
- ※2 原湯の性質（温泉・薬湯）等により塩素系消毒剤が使用できない場合や塩素による消毒効果が減弱したりする場合はその他の方法による消毒を行う。

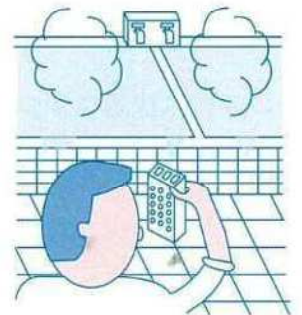
入換式浴槽（循環ろ過装置を使用しない）

1日に1回以上、完全に水を入れ換え、浴槽を清掃消毒すること。

浴槽水の消毒は循環式浴槽と同様に行うことが望ましい。

浴槽水の衛生管理

- ・常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより溢水させ、清浄に保つ。
- ・塩素系薬剤を用いて浴槽水を消毒する場合は、残留塩素濃度を頻繁に測定し0.2~0.4mg/L程度に保つこと。（最大1.0mg/Lを超えないこと）



水質検査の実施

水質基準

項目		濁度	色度	水素イオン濃度(pH値)	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌群	レジオネラ属菌
A	原水, 上がり用水 原湯, 上がり用湯	2度以下	5度以下	5.8以上 8.6以下	1L中 10mg以下	検出 されないこと	検出 されないこと
B	浴槽水	5度以下	—	—	1L中 25mg以下	1mL中 1個以下	—

Aで温泉を利用する場合：大腸菌群，レジオネラ属菌のみ適用

Bで温泉を利用，または浴用剤等を使用する場合：大腸菌群，レジオネラ属菌のみ適用

水質検査頻度

A：水道水以外の水を使用している場合は年1回以上

B：下表参照

水質検査頻度		気泡発生装置等	
		使用あり	使用なし
浴槽水			
循環ろ過装置を使用していない浴槽水（毎日完全換水）		1年に1回以上	1年に1回以上
循環ろ過装置を使用している浴槽水	毎日完全換水	1年に1回以上	1年に1回以上
	24時間以上7日以内使用	2月に1回以上	6月に1回以上
	7日を超えて使用	2月に1回以上	2月に1回以上

衛生維持管理記録

衛生維持管理を記録し3年間保管すること。

- ① 貯湯槽の管理 ② 浴槽水の換水 ③ 浴槽の清掃・消毒 ④ 集毛器の清掃
⑤ 浴槽水の消毒 ⑥ 浴槽水の水質検査

循環ろ過装置を使用している場合

- ⑦ 循環ろ過装置の消毒・汚れの排出 ⑧ 循環配管の消毒・点検



入浴者への注意喚起

汚染防止のために注意書き等で呼びかけましょう。

- ・浴槽に入る前は石けん等を用いて体の汚れを落とし、出る際にもシャワー等で身体を洗い流すこと。
- ・入浴を通じて人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている人、下痢症状のある人等は利用を差し控えること。



公衆浴場でのレジオネラ症の発生が問題になっています。

レジオネラ症とは

レジオネラ属菌に感染することで起こる病気です。人から人へ感染しませんが、共通の感染源から複数の人が感染し発症します。



レジオネラ症は症状によって次の2つに分けられます。

	主な症状	経過
レジオネラ肺炎	高熱，呼吸困難，筋肉痛，吐き気，下痢，意識障害	急激に重症になり死亡することもあります。
ポンティアック熱	発熱，寒気，筋肉痛	一般に数日で軽快します。

レジオネラ症の発生を防止するため

① 菌を住ませない

浴槽や配管、循環ろ過装置等の清掃・消毒 → 生物膜（ぬめり）を除去

② 菌を増やさない

浴槽水の換水・消毒 → 菌の栄養源を除去して増殖を防止

③ 菌を吸い込ませない

気泡発生装置、ジェット噴射装置を使用する場合、浴槽水の衛生管理に特に注意すること → 菌を含んだエアロゾル（細かい水滴）を発生させない

レジオネラ属菌が検出されたら…

① 直ちに衛生措置を講じましょう。

衛生措置として完全換水、浴槽の清掃消毒、配管洗浄等がありますが、浴槽設備により異なるため、不明の場合は保健所にご相談ください。

② 再検査を行いましょう。

①の衛生措置を講じた後、再検査を行い菌が検出しないことを確認しましょう。

③ 検出した原因を究明しましょう。

管理記録簿の確認及び施設の総点検により菌の検出原因を究明し、今後の衛生管理に生かしましょう。

レジオネラ症の発生源の可能性のある場合

① 保健所の指示を受け、現場を保全してください。

原因を究明するため現場を保存してください。
独自の判断で消毒剤を投入したり、浴槽水を排水して清掃・消毒を実施したりしないでください。

② 営業の自粛を検討してください。

被害の拡大を防止するため、浴槽の使用を中止することを検討ください。

***** 問い合わせ先 *****

新潟市保健所 環境衛生課 環境衛生係

〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号
(新潟市総合保健医療センター3F)
TEL 025-212-8266 (直通)
FAX 025-246-5673
e-mail kankyoeisei@city.niigata.lg.jp

新潟市保健所 南食品環境センター

新潟市南区白根1235番地 南区役所内
電話 025-372-6181 (直通)
FAX 025-372-5511
E-mail minami.hs@city.niigata.lg.jp